

1ページ

様式第1号		受付第	号
<p>公文書公開請求書</p> <p>平成 25 年 12 月 5 日</p> <p>(あて先) 実施機関 福岡市長</p> <p>住所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地) (〒)</p> <p>請求者 _____</p> <p>氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) _____</p> <p>連絡先 (法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先) 氏名 _____ 電話 _____</p> <p>福岡市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。</p>			
公文書を請求する文書の名称又は内容	株式会社SIIS (本店所在地 福岡県福岡市博多区博多駅東1-17-1) の食肉販売業許可申請に関する全ての書類		
希望する公開の方法	<input type="checkbox"/> 1 閲覧 <input type="checkbox"/> 2 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 3 写しの交付 [<input type="radio"/> 窓口における交付 <input checked="" type="radio"/> 郵送での交付]		
事務担当課	電話 () 内線 ()		
処理状況	1 <input type="checkbox"/> 公開 2 <input type="checkbox"/> 一部公開 3 <input type="checkbox"/> 非公開 4 <input type="checkbox"/> 期間延長		
<p>(注) 太線内のみ各欄に必要事項を記入し、該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>※ご記入いただいた個人情報は、情報公開室及び事務担当課において、請求内容の確認や公開を要する日時等の連絡など、請求にかかる事務処理のために利用させていただきます。</p>			

受付結果通知

到達番号： 4013020131205000015

手続名： 公文書公開請求

申請者名：

法人名または団体名：

役職・部署名：

氏名・代表者名：

受付結果： 受付受理 受付不受理

受付年月日： 平成 25 年 12 月 5 日

受付部署： 福岡市総務企画局行政部情報公開室

通信欄： 受付結果通知を発行しました。
内容の確認を行ってください。

交付物： この通知書に添付されている書類

添付書類名

1

2

3

郵送で交付（又は返却）する書類

1

2

3

審査結果通知

到達番号： 4013020131205000015

手続名： 公文書公開請求

申請者名：

法人名または団体名：

役職・部署名：

氏名・代表者名：

審査結果： 審査許可 審査却下

審査年月日： 平成 25 年 12 月 6 日

審査部署： 福岡市総務企画局行政部情報公開室

通信欄： 審査結果通知を発行しました。
内容の確認を行ってください。

交付物： この通知書に添付されている書類

添付書類名

1

2

3

郵送で交付（又は返却）する書類

1

2

3

窓口で交付（又は返却）する書類

1

2

3

交付窓口

公文書非公開決定通知書

保食第 1080 号
平成25年12月17日

様

実施機関 福岡市長 高島 宗一郎



平成25年12月6日の公文書の公開請求については、福岡市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

公開請求に係る 公文書の名称又は内容	株式会社S I I I S（本店所在地 福岡市博多区博多駅東1-17-1）の食肉販売業許可申請に関するすべての書類
公文書を 公開しない理由	福岡市情報公開条例 第7条第1号 第10条第1項 に該当 公開請求に係る公文書を保有していない (理由) 当該法人による食肉販売業の営業許可申請が無い

福岡市情報公開条例第14条第2項の規定に該当する場合の公文書を公開することができる時期（明記することができる時のみ記入）	年 月 日 〔ただし、当該公文書の公開を希望される場合は、同日以後改めて公開請求が必要となります。〕
--	---

事務担当課	保健福祉 局・区・室 生活衛生 部 食品安全推進 課 電話（092-711-4277） 内線（2258,2259）
-------	--

※ この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福岡市長に対して異議申し立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、福岡市（訴訟において福岡市を代表するものは、福岡市長）を被告として提起することができます。ただし、この決定に対して異議申し立てを行った場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、提起しなければなりません。